

○香芝市二上山博物館条例

平成4年3月25日

条例第7号

(目的)

第1条 市内及び二上山周辺地域を中心とした考古、歴史等の人間の生活及び文化に関する資料、この地域を構成している自然界に関する資料その他これらに関連する資料（以下「資料」という。）について調査研究し、展示し、又は保存し、市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、香芝市二上山博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
香芝市二上山博物館	香芝市藤山一丁目17番17号

(観覧料)

第3条 博物館に展示している資料を観覧しようとする者は、次に掲げる観覧料を納入しなければならない。

- (1) 常設展示の場合 別表に定める額
- (2) 特別展示の場合 1人1回500円以内で市長が定める額

(観覧料の減免)

第4条 市長が特に必要があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

(観覧料の還付)

第5条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要な事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(撮影の規制)

第6条 香芝市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けないで、博物館に展示又は保存している資料の撮影、模写、模造その他これらに類する行為をしてはならない。

(損害の賠償)

第7条 入館者又は資料の館外貸出を受けた者の責に帰すべき事由により、建物、設備その他器具等を損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

別表

区分	観覧料(1人1回につき)	
	個人	団体
大人	200円	150円
学生	150円	100円
小人	100円	50円
備考		
1 学生とは、高等学校、大学その他これらに準ずる学校の生徒又は学生をいう。		
2 小人とは、小学校、中学校その他これらに準ずる学校の児童又は生徒をいう。		
3 団体とは、20人以上で責任者が引率している場合をいう。		